

変わる賃上げ税制

～投資不要、新規雇用のみで判断
中小企業向けは要件が簡素に～

賃上げ促進を図るため設けられている税制上の優遇措置が、令和3年度税制改正により改正されます。この改正の概要を、令和3年2月15日現在公表されている情報※をもとに確認しましょう。

賃上げ特典となる税制優遇措置

青色申告書を提出している事業者が賃上げ等を行った場合に、その賃上げの一部を税額控除できる優遇措置があります。ただし、その事業者が中小企業者等か否かで、適用できる制度は異なります。

	適用できる優遇制度
中小企業者等以外	● 賃上げ税制（人材確保等促進税制）
中小企業者等	● 賃上げ税制（人材確保等促進税制）★ ● 所得拡大促進税制★

★重複適用不可

中小企業者等とは

中小企業者等とは、中小企業者及び農業協同組合等を指します。この場合の“中小企業者”とは、次に掲げる事業者（適用除外事業者を除く）をいいます。

- ① 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし上記①のうち次のいずれかに該当する法人は、“中小企業者”に該当しません。

イ) 発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除く。以下同じ）の総数又は総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人

ロ) 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人

なお、適用除外事業者とは、前3事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいいます。

生まれ変わる『賃上げ税制』

1. 従来の『賃上げ税制』

賃上げ税制の主な適用要件として、右の2つがあります。

- ✓ 賃上げ要件
- ✓ 国内設備投資要件

これらの要件をすべて満たした場合に、税額控除が適用できます。また、教育訓練費の増加に応じた上乗せもあります。



経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/mai/n/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf